

高齢者交通安全ニュース

令和6年11月号

令和6年11月19日
埼玉県警察本部交通総務課



クルマも
バイクも
自転車も

飲酒運転、ながらスマホ 絶対ダメ！

お酒を飲んだら運転しない！飲酒運転禁止

お酒を飲んだら運転しない、飲んだら運転させない、運転する人に飲ませない！



酒酔い運転

→ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

→ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類を提供する
車両を提供する
同じ車両に乗る

これらの行為も
罰則の対象です！

運転中は運転に集中！ながらスマホ禁止

スマートフォン(スマホ)で通話したり、画面を見ながら運転する違反による交通事故が近年増加しています！運転中は少しのよそ見でも危険です！



手で携帯電話等を保持して、
通話や表示された画像を注視した場合

→ 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通事故を発生させるなど、
交通の危険を生じさせた場合

→ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

安全運転！



令和6年11月1日、道路交通法が改正され

飲酒運転・ながらスマホ が 自転車 も 厳罰化



上記の違反が自転車も自動車と同じ罰則に変わりました。



自転車も のれば車の なかまいり！

自転車も交通ルールをしっかりと守りましょう！

♥ 高齢者を交通事故から守る「思いやり運転」 ♥

年末時期は高齢歩行者が亡くなる交通死亡時期が毎年多発する傾向があります。

夜間に高齢歩行者の存在を見逃さないように早めのライト点灯！ハイビームの適正使用！